

# 令和6年度 鳥取県建設工事入札参加 資格審査申請手続きについて（県外用）

鳥取県の建設工事の入札に参加を希望する者で、県外に主たる営業所を有する者（以下「県外業者」という。）は、「建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について」（鳥取県告示第504号（令和5年10月24日付告示））及び「I 入札参加資格審査申請の手続き」により申請書を作成し提出すること。

なお、特殊工事（II 1を参照）を希望する場合、別途特殊工事入札参加資格審査用付属書類が必要となるので、「II 特殊工事入札参加資格審査申請の手続き」により書類を作成し併せて提出すること。

## I 入札参加資格審査申請の手続き

### 1 受付期間等

【受付期間】令和6年2月1日（木）から29日（木）の午前9時から午後5時までの間（必着）

【受付方法】郵送又は持参とする。

《提出場所》

鳥取県県土整備部県土総務課建設業・入札制度室

〒680-8570 鳥取市東町1-220（鳥取県庁本庁舎5階）

### 2 申請書等の入手方法

鳥取県のホームページ（とりネット）からダウンロード

<http://www.pref.tottori.lg.jp/32784.htm>

（とりネットHP→”組織と仕事”→“県土総務課”→“公共工事関連情報（入札参加資格申請）”→“建設工事の入札参加資格申請の受付について”）

### 3 提出書類

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 入札参加資格希望票（様式第2号（その2））
- (3) 工事経歴書（様式第3号）※
- (4) 営業所一覧（様式第6号）※
- (5) 納税証明書（国税）（原本）
- (6) 納税証明書（県税）（原本）※
- (7) 建設業許可証明書又は許可通知書（写しでも可）
- (8) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (9) 県税に係る承諾書及び誓約書（様式第5の2）※
- (10) 商業登記簿の謄本（写しでも可）
- (11) 委任状※
- (12) 受付用ハガキ又は申請書の副本※

（注）各1部提出すること。

※印のついている書類は提出不要のものもあるので注意すること。（4を参照）

### 4 記入方法

各様式への記入に当たっては、5の申請に係る注意事項に留意し、次により明瞭に記載すること。

#### (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）

ア 「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。

イ 「生産指標」欄は、記入しないこと。

- ウ 「その他営業所の登録の有無」欄について、営業所（建設業許可上の従たる営業所）に契約権限等を委任する場合は、必ず「有」に○をし、様式第6号に記入の上、併せて提出すること。（「その他営業所」とは契約権限等の委任を受けた営業所をいう。）
- エ 「特殊工事の申請の有無」欄について、「有・無」のいずれかに○をすること。「有」に○を付けた場合、特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）、希望工種ごとの要件に該当する様式及び添付書類を提出すること。

## (2) 入札参加資格希望票（様式第2号（その2））

- ア 希望工種は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）－中区分－小区分から構成されている。
- イ 入札参加資格の認定は、希望工種（各大区分中の最小区分（網掛け部分））ごとに行う。（例 土木一式工事－プレストレスト・コンクリート、とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工、塗装工事－区画線工、水道施設工事 等）
- ウ 「経審申請」については、希望工種ごとの大区分における建設業許可を受け、かつ、経営規模等評価を申請している場合に○印を記載する。
- エ 「完成工事高」の欄については、審査基準日前1年間の完成工事高について、希望工種ごとの額を記載すること（経営事項審査の完成工事高（2年平均・3年平均）を記載しないこと）。なお、審査基準日について、令和6年度の入札参加資格の申請においては、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間を審査基準日とする年度のものとする。
- オ 「希望欄」については、入札参加を希望する工種のうち、「経審申請」欄に○印が記載され、かつ「完成工事高」の欄に金額が記載されていること、あるいは「経審申請」の欄に○印が記載され、かつ様式第3号により工事経歴が確認できる場合で、当該希望工種に係る資格を希望するときのみ、○印を記載することができる。
- （注）工事实績の確認は、直前審査基準日前1年間<sup>※</sup>又は審査基準日から申請日までに希望工種ごとに工事实績があるかどうかを確認する。
- ※土木一式工事（港湾）は2年間、土木一式工事（プレストレスト・コンクリート、土木解体）及び鋼構造物工事（鋼橋）は5年間とする。

## (3) 工事経歴書（様式第3号）<sup>※</sup>

- ア 次のいずれかに該当する場合に提出すること。
- （ア）直前経審で工事实績がなく、審査基準日以降、入札参加資格申請時までに工事实績ができた場合（令和6年度の入札参加資格の申請においては、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間を審査基準日とする年度のものを直前の経審とする）
- （イ）建築一式工事（解体）、交通安全施設、港湾、鋼橋、舗装一般、アスファルト、区画線工及び畳工を申請する場合
- イ この表は、申請する希望工種ごとに記載し、4種類以上申請する場合は別葉として記載すること。
- ウ 希望工種に係る工事の代表的なもの（3件を限度とする。）を記載すること。
- エ 記載した工事について、当該工事の内容が確認できるものとして当該工事の請負契約書及び仕様書等の写し又は工事カルテ等の写しを添付すること。
- オ 「請負代金の額」欄については、消費税抜き額を記入すること。
- カ 土木一般の実績には、ダム、橋、防波堤等の解体を含み、建築解体は、原則として1棟で3階建て以上または1棟の延べ床面積が300㎡超の建築物の解体をいう。ひとつの契約で建築物の新築工事と解体工事が含まれ、前述の要件を満たす場合、建築解体の実績として認める。この場合にあつては、完工高を建築一般に計上したうえで、建築解体の希望欄に○印

をすること。(建築解体の完工高はゼロとなる。)

上記の土木一般に含まれる解体、建築解体以外の、土木工作物や建築物の解体は、解体工事で発注する。

#### (4) 営業所一覧表(様式第6号)※

ア 様式第1号の「その他の営業所の登録の有無」欄の「有」に○印を記載した場合に記入すること。

イ 鳥取県内にある全ての営業所及び主たる営業所(本店)から委任を受けた鳥取県の入札参加資格に基づく契約事務を行う県外営業所を記載すること。(委任先でない県外営業所については記載不要とする。)

ウ 「委任する工種」欄については、主たる営業所(本店)を除く営業所で、当該営業所に委任する工種を記入すること。

(例:土木一式工事(プレストレストコンクリート)、しゅんせつ工事等)ただし、一つの希望工種について二つ以上の営業所を登録することはできない。

(注) (1)・(2)・(4)に記載した事項に変更が生じた場合は、様式第14号及び変更を証する書類を添付の上、速やかに提出すること。

【提出場所】鳥取県県土整備部県土総務課建設業・入札制度室

【提出部数】1部

#### (5) 納税証明書(国税)

ア 原本を提出すること。(申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。)

イ 様式は税務署発行のもの(その3-2(個人)、その3-3(法人))とする。

(電子納税証明書(PDF形式)を直接印刷したものでも可。ただしXML形式は不可とする)

ウ 証明を受ける税目は、「消費税及び地方消費税」及び「法人税又は所得税」とする。

(注) 納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない(申請を受理しない。)ので注意すること。

#### (6) 納税証明書(県税)

ア 鳥取県内に営業所または事業所を有する者のみ提出すること。

イ 原本を提出すること。(申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。)

ウ 様式は鳥取県(県税事務所)発行のものとする。

エ 証明を受ける税目は、個人県民税を除く全税目とする。

(注) 納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない(申請を受理しない。)ので注意すること。

※県土総務課から県税事務所に納税確認をすることについて承諾いただいた業者(県税に係る承諾書及び誓約書(様式第5の2)添付)については納税証明書の添付を省略できます。

#### 注意

納税証明書の添付を省略した場合、申請時点で未納税額がなくても、確認日時点で未納税額(納期限未到来のものは除く。)があった場合は、入札参加資格が認定されないで、十分に注意してください。

#### (7) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書

建設業者・宅建業者等企業情報検索システム(<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>)の検索結果画面の写し(出力日の記載があるもの)でも可とする。

建設業許可証明書については、申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

**(8) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し\***

- ア 審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日（合併等の場合は、令和3年12月31日）までの審査基準日であること。
- イ 当該審査基準日以降の通知書の再提出は不要である。

**(9) 県税に係る承諾書及び誓約書（様式第5の2）\***

- ア 「県税の納税義務がある者」または「県税の納税義務が無い者」のいずれかにチェックをいれること。
- イ 日付は申請書提出の日付を記入すること。

**(10) 商業登記簿の謄本**

- ア 現在事項証明書、履歴事項証明書のどちらでもよい。
- イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。（写しでも可とする。）

**(11) 委任状\***

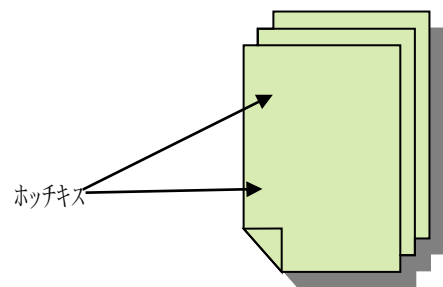
- ア 様式第6号によりその他の営業所を登録している場合にのみ提出すること。
- イ 様式は自由とするが、入札参加等の権限が年間を通じて委任されていること。

**(12) 受付用ハガキ又は申請書の副本\***

- ア 申請書を郵送する場合のみ受付用ハガキ又は申請書の副本提出すること。
- イ 受付用ハガキ
  - (ア) 受付印押印後、返送するため、官製ハガキ又は63円切手を貼った私製ハガキに返信先の宛先を記載すること。
  - (イ) 裏面に「令和6年度鳥取県建設工事入札参加資格申請」と記載すること。
- ウ 申請書の副本
  - (ア) 受付印押印後、返送するため、切手を貼った返信用封筒に返信先の宛先を記載すること。

**5 申請に係る注意事項**

- (1) 鉛筆での記入は不可とする。
- (2) パソコン等で入力し印刷したものでもよい。
- (3) 各書類に記載しきれない場合は、別葉とすること。
- (4) 申請書はA4縦綴じホチキス留めとすること。



**6 入札参加資格の有効期間**

入札参加資格を付与された日（令和6年4月1日以降を予定）から令和7年3月31日まで

**7 社会保険等への加入状況**

平成27年度以降、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の規定に係る届出の義務を履行していない者にあつては入札参加資格が認定されません。（ただし、適用除外の者は除きます。）

**8 問い合わせ先**

鳥取県県土整備部県土総務課建設業・入札制度室

〒680-8570 鳥取市東町1-220（本庁舎5階）

電話：0857-26-7347、7454

ファクシミリ：0857-26-8190

メールアドレス：kendosoumu@pref.tottori.lg.jp

(注) 問い合わせは、極力ファクシミリ又はメールによりお願いします。（電話の場合、問い合わせの趣旨が伝わらず、誤った回答につながる恐れもあります。）  
問い合わせ内容に不明な点がある場合は、担当より連絡させていただきます。

## 9 その他

様式第1・6号の記載事項に変更が生じた場合の様式第14号様式等の提出先  
鳥取県県土整備部県土総務課建設業・入札制度室  
〒680-8570 鳥取市東町1-220（鳥取県庁本庁舎5階）

令和6年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書

受付

鳥取県知事 様

令和6年度において、鳥取県で行われる建設工事に係る競争に参加したいので、次のとおり申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

提出日を必ず記入して下さい

令和 〇 年 〇 月 〇 日

建設業許可番号 (例)国土交通大臣 第 9999 号
法人番号 (13桁)
所在地等 (フリガナ) 市町村コード 〒 △△△ - △△△△ 電話番号 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇
ファクシミリ ×××× - ×× - ××××
〇〇県 E-mail 〇〇〇〇@pref.tottori.lg.jp
××市〇〇町△△・・・
申請者 (本店) (フリガナ) クラヨネケンセツカブシキガイシャ
商号又は名称 倉米建設株式会社
代表者名 (フリガナ) 役職名 氏名 サカイ コウイチロウ 印
代表取締役 境 港一郎
書類作成者名 (フリガナ) 氏名 電話番号 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇
コトウラ ハジメ 琴浦 一
申請代理人 (フリガナ) 氏名 電話番号 - - 印

Table with columns: 営業年度, 売上高 (完成工事高, 兼業事業売上高), 販売費及び一般管理費, 売上原価 (完成工事原価, 兼業事業売上原価). Includes a '記載不要' (Not recorded) box and a '特殊工事の申請の有無' (Special work application) section with a '有' (Yes) circle.

【特殊工事】PC、港湾、交通安全施設、法面植生工、法面保護工、アンカー工、鋼橋、アスファルト、塗装一般、区画線工、畳工、造園工事

注意事項

- 1 「市町村コード」の欄は、総務省編「全国地方公共団体コード」により該当する団体コード（6桁）を記入すること。
2 「生産指標」の欄は、県内業者のみ記入することとし、「直前」・「直前の前年」・「直前の前々年」の各営業年度における財務諸表の「完成工事高」、「兼業事業売上高」、「販売費及び一般管理費」、「完成工事原価」及び「兼業事業売上原価」を転記すること。
3 「特殊工事の申請の有無」の欄は、「有・無」のいずれかを記入すること。「有」を記入した場合、様式第7号に所要事項を記入し、別に定める添付書類を添付の上、提出すること。
4 「その他の営業所の登録の有無」の欄は、県外業者のみ記入することとし、「有・無」のいずれかを記入すること。「有」を記入した場合、様式第6号に営業所情報を記入の上、提出すること。

県外業者入札参加資格希望票

[競争入札に参加を希望する建設工事の種別表]

大区分	中区分	小区分	希望欄	経審申請	特殊工事申請書類	完成工事高(千円)	工事施工実績	大区分	中区分	小区分	希望欄	経審申請	特殊工事申請書類	完成工事高(千円)	工事施工実績							
土木一式工事	一般	-	○	○	/	30,000	○	鉄筋工事	-	-		○	/									
	維持補修	/	/			/			舗装工事	一般	-											
	プレスト・コンクリート	-							アスファルト	-	-			○		○	15,000	○				
建築一式工事	一般	-	○	○	/	10,000	○	しゅんせつ工事	-	-		○	/									
	港湾	-									板金工事					-	-					
大工工事	-	-		○	/			ガラス工事	-	-		○	/									
左官工事	-	-									塗装工事					一般	-					
とび・土工・コンクリート工事	一般	-		○	/	25,000	○	防水工事	-	-		○	/									
	交通安全施設	-									内装仕上工事					一般	-					
	法面処理	一般	-					○	○							機械器具設置工事	-	-				
		法面植生工	-													熟絶縁工事	-	-				
		法面保護工	-													電気通信工事	-	-				
落石防止網工		-					造園工事	-	-													
アンカー工	-					造園工事	-	-														
石工事	-	-		/			さく井工事	-	-		○	/										
屋根工事	-	-							建具工事	-					-							
電気工事	-	-		○	/			水道施設工事	-	-		○	/	30,000	○							
管工事	-	-	○					○			消防施設工事					-	-					
タイル・れんが・ブロック工事	-	-		○	/	0	○	清掃施設工事	-	-		○	/									
鋼構造物工事	一般	-									解体工事					-	-					
	鋼橋	-						その他工事	-	-				8,000	/							
合計														138,000	/							

直前期1年間の完工高を記載(2期平均、3年平均ではありません)

希望欄に○をしなないと認定されません。

建築解体、港湾、交通安全施設、鋼橋、舗装一般、アスファルト、区画線工及び畳工を希望する場合は、様式3号を提出すること。

実績が0の場合で入札参加を希望する場合は、様式第3号に工事実績を記入すること。

注意事項

- この様式は、県外に本店を有する建設業者のみ作成すること。
- 「希望欄」については、「経審申請」、「同種工事施工実績」及び「特殊工事申請書類」(該当工種に限る。)の全てに○印があり、当該工種に係る資格を希望する場合に○印を記載すること。なお、○印の記載が無ければ、入札参加を認めることはできないので、記載の際は十分に気をつけること。
- 「経審申請」の欄については、希望工種ごとの大区分に係る建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を受審している場合に○印を記載すること。
- 「工事施工実績」の欄については、直前審査基準日から各工種の工事実績対象年数の期間又は審査基準日から申請日までに工事実績がある場合に○印を記載すること。
- 「特殊工事申請書類」の欄については、様式第7号及び各添付書類を作成し、提出する場合に○印を記載すること。
- 「完成工事高」の欄については、審査基準日前1年間の完成工事高を希望工種ごとに記載すること。
- 「合計」の欄に記載する額は、直前審査に係る完成工事高の合計額と一致すること。
- 「その他工事」の欄に記載する額は、経営事項審査を受審していない業種にかかる完成工事高を記載すること。

# 工 事 経 歴 書

(希望工種) 管工事 \_\_\_\_\_

注文者	元請又は下請の別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額(税抜)	着工年月		CORINS登録番号
						完成又は完成予定年月		
鳥取県	元請	県立鳥取高等学校空調改修工事	鳥取県鳥取市	鳥取 太郎	23,000 千円	令和4年7月		
					千円	令和4年12月		
					千円	年 月		
					千円	年 月		

(希望工種) アスファルト \_\_\_\_\_

注文者	元請又は下請の別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額(税抜)	着工年月		CORINS登録番号
						完成又は完成予定年月		
中国地方整備局	元請	国道〇号舗装工事	鳥取県米子市	米子 次郎	15,000 千円	令和4年10月		
					千円	令和4年12月		
					千円	年 月		
					千円	年 月		

(希望工種) \_\_\_\_\_

注文者	元請又は下請の別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額(税抜)	着工年月		CORINS登録番号
						完成又は完成予定年月		
					千円	年 月		
					千円	年 月		
					千円	年 月		

**注意事項**

- 1 希望工種について、直前審査に係る審査基準日前1年間に同種工事の施工実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に施工実績がある場合、若しくは建築一式(解体)、交通安全施設、港湾、鋼橋、アスファルト、舗装一般、区画線工及び畳工を申請する場合に記載すること。  
 なお、土木又は建築一般の施工実績として計上できるのは、原則として元請工事に限る(下請工事で大規模なものは個別判断とする。)
- 2 直前審査に係る審査基準日前1年間及び当該審査基準日から申請日までの間に同種工事の施工実績がない場合であっても、土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。)の場合にあっては審査基準日前2年間、土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。)及び鋼構造物工事(別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。)の場合にあっては審査基準日前5年間に実績がある場合は記載すること。
- 3 希望工種に属する工事の中で代表的なもの(3件を限度とする。)を、記載すること。
- 4 CORINS登録番号欄は、建設業許可番号とCORINS登録番号を2段書きで記載すること。
- 5 記載された工事の内容が確認できるものとして、当該工事の請負契約書、仕様書等の写し又は工事カルテ等の写しを添付すること。
- 6 請負代金は、消費税及び地方消費税抜きの金額とすること。



## 営 業 所 一 覧

	営業所 No.	営業所名	許可を受けた建設業		所在地				代表者 職・氏名	委任の有無	委任する工種
			特 定	一 般	郵便番号	住所	市町村コード (6桁)	電話番号 ファクシミリ番号			
1	1	〇〇営業所	土、建	と、管、 舗、水	680-0038	鳥取県鳥取市〇〇町…	31201	0857-00-9292 0857-00-9293	営業所長 湯梨浜 太一	有	土木一式工事 (プレストレストコンク リート)
2											
3											
計 箇所											

## 注意事項

- 主たる営業所を除く、建設業法第3条第1項に規定される営業所を対象とする。県内にある全ての営業所と本店から委任を受け、鳥取県の入札参加資格に基づく契約事務を行う県外の営業所を記載する
  - 「許可を受けた建設業」の欄には、許可を受けている建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を一般又は特定に分けて記載すること。
  - 「委任の有無」の欄にはその営業所において本店から委任を受けて入札契約事務を行うものを「有」と記載すること。
  - 「委任する工種」の欄には、希望する工種のうち、3で委任のあるものについて記載すること。
- なお、指名通知の必要な入札の場合にあっては、その営業所へ送付する。また、1つの希望工種について、複数の営業所の登録は行わない。

## Ⅱ 特殊工事入札参加資格審査申請の手続き

特殊工事の入札に参加を希望する者は、一般工事の申請書類のほか、以下により特殊工事入札参加資格審査添付書類を作成し提出すること。

なお、「Ⅰ 入札参加資格審査申請の手続き」に記載してあることは再掲していないので注意すること。

### 1 特殊工事の種類

- (1) 土木一式工事－プレストレスト・コンクリート
- (2) 土木一式工事－港湾
- (3) とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設
- (4) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工
- (5) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工
- (6) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工
- (7) 鋼構造物工事－鋼橋
- (8) 舗装工事－アスファルト
- (9) 塗装工事－一般
- (10) 塗装工事－区画線工
- (11) 内装仕上工事－畳工
- (12) 造園工事

### 2 提出書類

- (1) 特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）
- (2) 誓約書（様式第8号）※
  - ・様式第8号は『鋼橋』を申請する者のみ
- (3) 職員調書（様式第9号）※
  - ・当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに健康保険被保険者証の本人欄の写し又は雇用保険被保険者証を添付すること。
- (4) 職員写真（様式第10号）※
- (5) 機械設備等調書（様式第11号）※
  - ・当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しを添付すること。
- (6) 機械設備等写真（様式第12号）※
- (7) 実務経験調書（様式第13号）※
  - ・記載した実務経験の従事内容を証する書類（請負契約書及び仕様書等の写し、又は工事カルテ等の写し）を添付すること。

（注）※印のついている書類は提出不要のものもあるので注意すること。（「特殊工事提出書類一覧」参照）

### 3 提出部数及び綴込順序等

提出は、希望工種ごとに2部（1部は受付確認後に返却するので、控えとして保管しておくこと。）とし、上記2の順に綴り込むこと。

### 4 提出時期

建設工事の入札参加資格審査申請書と同時に提出すること。

### 5 申請要件

#### (1) 土木一式工事－プレストレスト・コンクリート

審査基準日前5年間又は審査基準日から申請日までに土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）に属する工事の実績があること。

#### (2) 土木一式工事－港湾

ア 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までに港湾工事に属する工事の実績があること。

イ 次の技術者を常に備えていること。

a 港湾工事に属する工事の監督業務に従事した期間が5年以上ある専任技術者

b 港湾工事に属する工事の監督業務に従事した期間が2年以上ある補助技術者

ウ 次の表に掲げる船舶を常に備えていること。

区分	種 別		乗 組 員		
	船 舶 名	規 格 能 力	二級小型 船舶操縦士	運転士	その他 の船員
1	え い 船	100馬力以上	2	—	1
2	起重機船（クレーン付台船を含む。）	25トン吊以上	—	1	3
3	グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力以上	—	1	3

エ 港湾工事に属する工事においてウの表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に従事した期間が延べ2年以上ある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に定める人数以上を常に備えていること。この場合において、起重機船及びグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互の船舶の乗組員を兼ねることができる。また、同表の起重機船とグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は、一隻で両方の船舶を保有しているものとみなす。

オ 県内営業所を有し、当該営業所に職員を20名（ドック提供者は10名以上）、土木施工管理技士を10名以上（ドック提供者は5名以上）常に備えていること。

#### (3) とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設

審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までにとび・土工・コンクリート工事（交通安全施設）に属する工事の実績があること。

(4) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工

- ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに法面処理に係る工事实績があること。
- イ 次に掲げる機械のいずれかを県内営業所に常に備えていること。
  - a 種子吹付機
  - b モルタル吹付機（刻印番号があり、ボイラー及び圧力容器安全規則（労働省令）第88条の定期自主点検を受けているものに限る。）

(5) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工

- ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに法面処理に係る工事实績があること。
- イ 次に掲げる機械等を県内営業所に常に備えていること。
  - a モルタル吹付機（上記（4）に同じ）
  - b 計量器
  - c ホッパー

(6) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アーカー工

- ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに法面処理に係る工事实績があること。
- イ 次に掲げる機械等を県内営業所に常に備えていること。（aとbはいずれかを保有していれば良い）
  - a ロータリーパーカッション掘削機
  - b ドリフタ及びガイドセル
  - c グラウトミキサ
  - d グラウトポンプ

(7) 屋根工事

審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに屋根工事に属する工事の実績があること。

(8) 鋼構造物工事－鋼橋

- ア 審査基準日前の5年間又は審査基準日から申請日までに鋼構造物（鋼橋）に属する工事の実績があり、以下の要件を満たしていること。
  - a 新規に鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の架設工事を施工する場合
    - （a）鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
    - （b）鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
    - （c）鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。
  - b 鋼橋の補修工事又は補強工事を施工する場合  
鋼橋の補修工事又は補強工事の主要な部分を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

(9) 舗装工事－アスファルト

- ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに舗装工事（アスファルト）に係る工事实績

があること。

イ 次の技術者を県内営業所に常に備えていること。（aとbは同一人であっても良い）

a 品質管理責任者（1級又は2級舗装施工管理技士の登録を受けている者）

b 舗装工事の主任技術者になれる者

ウ 次の作業員を県内営業所に常に備えていること。

a アスファルトフィニッシャー運転手

b マカダムローラー運転手

c タイヤローラー運転手

注1) 舗装工事における現場での技術者等の兼務の取扱いについては、次のとおりとする。

（最低人員：4名）

(1) 主任技術者については、品質管理責任者との兼務は妨げないが、フィニッシャー運転手等と兼務することは認めない。

(2) 品質管理責任者については、フィニッシャー運転手等との兼務は妨げない。

(3) ひとりがフィニッシャー運転手、マカダムローラー運転手、及びタイヤローラー運転手を兼務することは認めない。

注2) アスファルトの現場施工について次の場合には、品質管理責任者を同時に複数の現場に配置できないので注意すること。

・会社に1名の品質管理責任者しかいなく、その者が他の工事現場に専任の主任技術者等となっている場合、舗装工事－アスファルトに属する工事を受注しても、現場へ配置できない。

専任の主任技術者等とは・・・建設業法第26条第3項に規定される技術者が専任求められる工事\*（公共性のある工作物で、請負金額が3,500万円（ただし建築一式工事にあつては、7,000万円）以上のもの）の配置技術者、または、他の工事の現場代理人

エ 次の表に掲げる機械を県内営業所に常に備えていること。ただし、モータグレーダーを使用しない舗装工事のみに参加を希望する場合にあつては、モータグレーダーを自ら保有すること又はリース契約の締結は要さない。

機 械 名	能 力 等
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー	施工が可能な幅が4.5メートルから8.5メートルであるもの
マカダムローラー	両輪駆動又は全輪駆動で車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー	車両の重量が8トン以上のもの

オ 県内営業所に職員10名以上常に備えていること。

カ 県内にアスファルトプラントを保有又は県内のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

(10) 板金工事

審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに塗装工事に属する工事の実績があること。

(11) 塗装工事—一般

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに塗装工事に属する工事の実績があること。

イ 1級塗装技能士又は2級塗装技能士を県内営業所に常に備えていること。

(12) 塗装工事—区画線工

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに塗装工事（区画線工）に属する工事の実績があること。

イ 路面標示施工技能士を県内営業所に常に備えていること。

ウ 次に掲げる機械及び設備を県内営業所に常に備えていること。

a ラインマーカー車

b 溶解槽

c 施工機（施工幅15、30、45cmのすべて）

(13) 防水工事

審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに防水工事に属する工事の実績があること。

(14) 内装仕上工事—畳工

審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに内装仕上工事（畳工）に属する工事の実績があること。

(15) 造園工事

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに造園工事に属する工事の実績があること。

イ 1級造園技能士又は2級造園技能士を県内営業所に常に備えていること。

(注意)

上記(3)～(6)、(8)～(12)の工種については、自社施工が義務付けられています。

## 6 記入方法

各様式への記入に当たっては、次により明瞭に記載すること。

### (1) 特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）

- ア 希望工種ごとに作成すること。
- イ 「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。
- ウ 「希望欄」には、入札参加を希望する工種（一枚につき1つ）に○印を記載すること。

## (2) 誓約書（様式第8号）※

- ア 鋼構造物工事（鋼橋）を工事実績ありで申請する場合に限り提出すること。
- イ 「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。
- ウ 「印」は、代表者印を押印すること。

## (3) 職員調書（様式第9号）※

- ア 希望工種ごとに定める要件を満たす技術者等で、申請日時点で県内営業所に常に備えている技術者等について記載すること。
  - イ 「健康保険の有無」の欄には、加入している者に○印を付け、加入を証明する健康保険被保険者証の本人欄の写しを添付すること。
- 注）この様式に記載する作業員等には、実務経験の要件を満たさない（資格取得後の実務経験が1年もしくは3年に満たない）2級技能士についても記載することが可能です。特に、造園技能士や塗装技能士を取得されており、実務経験が満たされていない方がおられる場合は、ご確認いただくようお願いします。

## (4) 職員写真（様式第10号）※

- ア 職員調書（様式第9号）に記載した技術者等のすべてについて写真を貼付すること。
- イ 写真対照番号は、職員調書（様式第9号）と一致させること。
- ウ 写真は、申請日前の3月以内に撮影したカラー写真とすること。（デジタルカメラにより撮影したものでも可）
- エ 写真の縦横の比率は変更しないこと。

## (5) 機械設備等調書（様式第11号）※

- ア 希望工種ごとに定める要件を満たす機械等で、申請日時点で保有又はリースしている機械等について記載すること。
- イ リース機械の場合は、備考欄に「リース」と記載すること。
- ウ 当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書、その他機械を特定できるものの写しを添付すること。
- エ 規格・能力が定められている機械については能力欄に各機械の規格・能力を記載すること。
- オ モルタル吹付機については、登録番号欄に刻印番号を記載し、申請日前1年以内に実施したボイラー及び圧力容器安全規則（労働省令）第88条の定期自主検査記録の写しを添付すること。

## (6) 機械設備等写真（様式第12号）※

- ア 機械設備等調書（様式第11号）に記載した機械等のすべてについて写真（製造番号及びその機械を特定することができる部分（機械番号プレートなど）についての写真も含む。）を

貼付すること。

イ モルタル吹付機においては、刻印の写真を貼付すること。（刻印番号が判別できない時は、第二種圧力容器明細書の写しも添付すること。）

ウ 写真対照番号は、機械設備等調書（様式第11号）と一致させること。

エ 写真は、申請日前の3月以内に撮影したカラー写真とすること。（デジタルカメラにより撮影したものでも可）

オ 写真の縦横の比率は変更しないこと。

#### (7) 実務経験証明書（様式第13号）※

ア 港湾工事を申請する場合に限り提出すること。

イ 記載した実務経験の従事内容を証する書類（請負契約書及び仕様書等の写し、又は工事カルテ等の写し）を添付すること。

### 7 その他

#### (1) 機械等の保有について

「機械等を備えている」とは工事を施工するのに必要なときだけ借りてくるのではなく、常に自己が保有し、又はリース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶリース契約（中途に解約することが禁止されているものに限る。以下「リース契約」という。）により使用する機械等を備えていることをいう。

#### (2) 土木一式工事－港湾の定義

ア 次の a から d までに掲げる各工事及びこれらに類似する工事とする。

a 船舶を使用して実施する工事

b 潜水士を使用して実施する工事

c 船舶及び潜水士を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事

d 海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事

#### (3) 入札参加資格が認定されても、以下の要件を満たさない場合、契約の相手方となることができませんのでご注意ください。

##### ア 塗装工事（一般）

鋼構造物又は建築物に係る塗装工事に応募する場合は、自社の1級又は2級鋼橋（建築）塗装技能士を現場に常駐できること。

##### イ 造園工事

以下の工事に応募する場合、自社の1級又は2級造園技能士を現場に常駐できること。

(a) 高木又は中木が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工

(b) 修景的な技術を要する石組工、流れ工、池工等

(c) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事

(注) 1級又は2級塗装／造園技能士の資格を取得した場合は、様式第9号により届け出ること。

（様式15号で2級塗装／造園技能士を登録しようとする場合は1年もしくは3年の実務経験証明書も必要となるので注意すること。）



ウ アンカー工（グラウンドアンカー工の工事に限る。）

（ア）次の技術者を常に備えていること、又、グラウンドアンカー施工士にあつては、グラウンドアンカーの施工期間中、現場に常駐できること。（aとbは兼務可）

a 一級土木施工管理技士

b グラウンドアンカー施工士

（イ）ロータリーパーカッション掘削機（出力37kw以上のものに限る。）をその現場に使用できること。

エ 法面植生工（種子吹付工の工事に限る。）

種子吹付機を現場に使用できること。

オ 法面保護工（厚層基材吹付工に限る。）

モルタル吹付機を現場に使用できること。

## 8 変更届

変更がある場合は、希望工種ごとに、令和6年度鳥取県特殊工事入札参加資格審査用附属書類（変更）（様式第7号）及び次の書類をとって電子申請サービスにより提出すること。

※申請日から資格認定の間に変更がある場合は、その都度変更せず、資格認定後に整理して変更届を提出すること。

### ア 職員の変更

#### a 職員調書（様式第9号）

※当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに健康保険被保険者証の本人欄の写し又は雇用保険被保険者証を添付（持参の場合は提示）すること。

※健康保険被保険者証の写しを提出する際には、被保険者等記号・番号等にマスキングを施すこと。

※変更となった内容が分かるよう備考欄に、当該変更届に係る者のみ、「追加」「削除」「資格変更」等記載してください。

#### b 職員写真（様式第10号）

#### c 実務経験証明書（様式第13号）

※記載した実務経験の従事内容を証する書類（請負契約書及び仕様書等の写し、又は工事カルテ等の写し）を添付すること。

### イ 機械設備等の変更

#### a 機械設備等調書（様式第11号）

※当該機械調書に記載した機械等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しを添付すること。（固定資産台帳の場合は、当該機械が分かるように蛍光ペンでマーカールすること。）

#### b 機械設備等写真（様式第12号）

特殊工事提出書類一覧

	希望工種別	同種工事の 実績の有無	様式第7号 (申請書)	様式第8号 (誓約書)	様式第9号 (職員調書)	様式第10号 (職員写真)	様式第11号 (機械等調書)	様式第12号 (機械等写真)	様式第13号 (実務経験証明書)	備 考
①	土木一式工事－プレストレスト・コンクリート	有	○	－	－	－	－	－	－	
②	土木一式工事－港湾	－	○	－	○	○	○	○	○	
③	とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
④	とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工	－	○	－	○	○	○	○	－	自社施工対象工事
⑤	とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工	－	○	－	○	○	○	○	－	自社施工対象工事
⑥	とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工	－	○	－	○	○	○	○	－	自社施工対象工事
⑦	屋根工事	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
⑧	鋼構造物工事－鋼橋	有	○	○	－	－	－	－	－	様式第8号は新規架設を希望する者のみ
⑨	舗装工事－アスファルト	－	○	－	○	○	○	○	－	自社施工対象工事
⑩	板金工事	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
⑪	塗装工事－一般	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
⑫	塗装工事－区画線工	－	○	－	○	○	○	○	－	自社施工対象工事
⑬	防水工事	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
⑭	内装仕上工事－畳工	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
⑮	造園工事	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事

特殊工事認定要件

□自社施工対象工種はその工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

希望工種	自社施工	認定要件
土木一式工事-プレストレスト・コンクリート	-	<p>※同種工事実績が無い場合</p> <p>□県内に本店を有していること。</p> <p>□次の技術者を県内営業所に常に備えていること。</p> <p>①1級土木施工管理技士 ②コンクリート橋架設等作業主任者 ③クレーン・デリック運転士 ④プレストレストコンクリート技士 ⑤コンクリート技士又はコンクリート主任技士 ⑥コンクリート診断士</p>
土木一式工事-港湾	-	<p>□次の技術者を常に備えていること。</p> <p>①港湾工事に係る工事の監督業務に5年以上従事した経験のある専任技術者 ②港湾に係る工事の監督業務に2年以上従事した経験のある補助技術者</p> <p>□次の船舶及びその乗組員として2年以上従事した経験のある者を備えていること。</p> <p>①えい船 2級小型船舶操縦士2名、その他の船員1名 ②起重機船 運転士1名、その他船員3名 ③グラブしゅんせつ船 運転士1名、その他の船員3名</p> <p>&lt;・起重機船の乗組員とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互に兼ねることができる。 ・②起重機船と③グラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は、一隻で両方の船舶を備えているものとみなす。&gt;</p> <p>□県外業者にあつては、県内営業所を有し、当該営業所に職員を20名（ドック提供者は10名以上）、土木施工管理技士を10名以上（ドック提供者は5名以上）常に備えていること。</p>
とび・土工・コンクリート工事-交通安全施設	対象	
とび・土工・コンクリート工事-法面植生工	対象	<p>□次の機械を営業所に常に備えていること。</p> <p>①種子吹付機又はモルタル吹付機</p> <p>&lt;モルタル吹付機は労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）第44条第4項に基づく刻印番号のあるものに限り、ボイラー及び压力容器安全規則（労働省令）第88条に基づく定期自主点検表を添付する。以下同じ。&gt;</p>
とび・土工・コンクリート工事-法面保護工	対象	<p>□次の機械を営業所に常に備えていること。</p> <p>①モルタル吹付機 ②計量器 ③ホッパー</p>
とび・土工・コンクリート工事-アンカー工	対象	<p>□次の機械を営業所に常に備えていること。（①と②はいずれかを保有していれば良い）</p> <p>①ロータリーパーカッション掘削機 ②ドリフタ及びガイドセル ③グラウトミキサ ④グラウトポンプ</p>
屋根工事	対象	
鋼構造物工事-鋼橋	-	<p>※同種工事実績が有る場合</p> <p>【新規に鋼橋の架設工事を施工する場合】</p> <p>□鋼橋の上部構造物の制作及び架設に係る工事実績があること。</p> <p>□鋼橋を制作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。</p> <p>□鋼橋上部構造物の制作に係る検査体制が確立していること。</p> <p>【鋼橋の補修工事又は補強工事を施工する場合】</p> <p>□鋼橋の補修工事又は補強工事の主要な部分を完成し、及び引き渡しを完了した実績があること。</p>
	-	<p>※同種工事実績が無い場合</p> <p>□県内に本店を有していること。</p> <p>□次の機械を備えた工場を有すること。</p> <p>①天井走行クレーン ②手動ガス切断機及び自動ガス切断機 ③自動溶接機、交流溶接機、溶接棒乾燥機及びスタッド溶接機 ④ラジアルボール盤及び携帯式磁気応用穴開け機 ⑤空気圧縮機、ジャッキ及び油圧プレス</p> <p>□次の計測機器を営業所に常に備えていること。</p> <p>①超音波探傷器 ②携帯式工業エックス線装置 ③塗膜厚測定器</p> <p>□次の技術者を常に備えていること。</p> <p>①1級土木施工管理技士 ②鋼橋架設等作業主任者 ③移動式クレーン運転士 ④エックス線作業主任者 ⑤溶接管理技術者又は手溶接技能者、半自動溶接技能者もしくはすみ肉溶接技能者 ⑥JISZ2305非破壊試験技術者</p>
舗装工事-アスファルト	対象	<p>□次の技術者を県内営業所に常に備えていること。</p> <p>①1級又は2級の舗装施工管理技術者 ②舗装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者</p> <p>□次の機械を県内営業所に常に備えていること。（但し、モータグレーダーを使用しない舗装工事のみに参加を希望する場合にあつては、モータグレーダーを自ら保有すること又はリース契約の締結は要さない。）</p> <p>①モータグレーダー ②アスファルトフィニッシャー ③マカダムローラー ④タイヤローラー</p> <p>□上記機械の操作者を県内営業所に常に備えていること。</p> <p>□県外業者にあつては次の要件を備えていること。</p> <p>①県内営業所に職員10名以上常に備えていること。</p> <p>②県内にアスファルトプラントを保有又は県内のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。</p>
板金工事	対象	
塗装工事-一般	対象	<p>□自社施工対象職員であり、かつ1級又は2級の塗装技能士である技術者を県内営業所に常に備えていること。</p>
塗装工事-区画線工	対象	<p>□次の機械、設備を営業所に常に備えていること。</p> <p>①ラインマーカー車 ②溶解槽 ③区画線の施工機（施工幅15センチ、30センチ、及び45センチ）</p> <p>□路面標示施工技能士を県内営業所に常に備えていること。</p>
防水工事	対象	
内装仕上工事-畳工	対象	
造園工事	対象	<p>□自社施工対象職員であり、かつ1級又は2級の造園技能士である技術者を県内営業所に常に備えていること。</p>

※詳細な認定要件（機械の規格、能力等）については、入札参加告示を確認すること。

申請日を必ず記入してください

令和 年 月 日

令和6年度 鳥取県特殊工事入札参加資格審査用附属書類(新規・変更)

新規で申請する場合は、変更を線で消すこと。

[希望工種(特殊工事)]

工 種	希望欄	工 種	希望欄
土木一式工事-プレストレスト・コンクリート		舗装工事-アスファルト	○
土木一式工事-港湾工事		板金工事	
とび・土工・コンクリート工事-交通安全施設		塗装工事-一般	
とび・土工・コンクリート工事-法面処理-法面植生工		塗装工事-区画線工	
とび・土工・コンクリート工事-法面処理-法面保護工		防水工事	
とび・土工・コンクリート工事-法面処理-アンカー工		内装仕上工事-畳工	
屋根工事		造園工事	
鋼構造物工事-鋼橋			

鳥取県知事 様

本書は希望工種ごとに作成し、付属資料もそれぞれに添付すること。  
注意:1枚の様式に複数の丸印を記入しないこと

鳥取県知事許可30-般9999号の場合

許可番号 ○○○○号  
所在地又は住所 鳥取市○○町…  
商号又は名称 (有)トリケン建設  
代表者職・氏名 鳥取 市太郎

書類作成

担当者氏名 鳥取 二太郎

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

職員調書

希望工種 (舗装一般-アスファルト)

写真 対照 番号	職名	フリガナ		年齢	現住所	採用年月日	資格・免許等		実務 経験 年数	雇 用 保 険 の有無	厚生年 金保 険 の有無	健 康 保 険 の有無	営業所 の専任 技術者	備 考
		氏名					取得年月日	資格名等						
1	主任技術者	コオゲ ジロウ	群家 次郎	40	〇〇市△△町…	S…	S…	1級土木施工管理技士	25	○	○	○		1
2	品質管理者	ダイセン シロウ	大山 史郎	36	〇〇市△△町…	S…	S… S…	2級土木施工管理技士 2級舗装施工管理技術者	19	○	○	○	○	2
3	アスファルトフィ ニッシャー		〇〇 □□	33	□□郡△〇町…	H…	H…	車輻系建設機械運転技能講習終了	14	○	○	○		3
4	マカダムローラー タイヤローラー		〇□ □〇	32	□□郡△〇町…	H…	H… H…	車輻系建設機械運転技能講習終了 ローラー運転の業務特別教育終了	12	○	○	○		5
5	タイヤローラー		□□ ×□	28	〇〇市××町…	H…	H… H…	車輻系建設機械運転技能講習終了 ローラー運転の業務特別教育終了	4	○	○	○		6
6	マカダムローラー		〇× □□	26	〇〇市××町…	H…	H… H…	車輻系建設機械運転技能講習終了 ローラー運転の業務特別教育終了	3	○	○	○		7
7	品質管理者		〇〇 ××	22	□〇市×〇町…	R…	H… R…	2級土木施工管理技士 2級舗装施工管理技術者	3	○	○	○		追加

変更届において一度使用した番号は使用しない。

R3・4入札参加資格を有している者で、継続的に該当工種の資格申請をしている場合、備考欄にR3・4の写真対照番号を記入すること。その場合、資格者証及び常勤性の確認書類の添付は不要です。

- 注意事項
- 希望工種の工事に従事する予定の技術者及び作業員をすべて記載すること。
  - 「資格・免許等」の欄は、「職名」の欄に記載した職務を遂行する上で必要な資格・免許等の取得年月日及びその名称（1級舗装施工管理技術者、グラウンドアンカー施工士、1級土木施工管理技士、2級造園技能士、ローラーの運転業務に係る特別教育の修了、大型特殊運転免許等）を記載すること。
  - 「資格・免許等」の欄の「資格名等」の欄に塗装技能士と記載する場合は、「建築」又は「鋼橋」の区分を明記すること。
  - 変更等の場合は、備考欄に「内容変更」、「削除」又は「追加」と記載すること。
  - 営業所の専任技術者となっている者については、「営業所の専任技術者」の欄に○印を記載すること。（専任技術者は、専任を要する工事、現場に常駐が求められている工事には配置できません）

## 機 械 設 備 等 調 書

希望工種 (舗装工事-アスファルト)

写真対 照番号	機 械 名	製 作 所 名	形 式	能 力	製造年月	機械番号	登録番号	取得金額	取得年月	年間実 稼働時 間数	備 考
1	アスファルトフィニッシャー	〇〇鉄工所	△△型AB222	3.0~4.5m	H5.6	GT0346N78		4,000,000	H6.6	50	
2	マカダムローラー	〇△重工業	R2	10t	H7.7	66667		3,000,000	H5.6	48	
3	タイヤローラー	◇〇△	KKKLLL333M6	8.9t	H2.8	GYE987L8	鳥取00う46	3,500,000	H5.6	110	
4	モータグレーダー	〇〇	SS36M7	3.1m	H3.9	JHY6790R2	鳥取00け89			120	リース
5	マカダムローラー	〇△重工業	R2	10t	H15.7	677889		3,000,000	H16.6		追加

変更届において一度使用した番号は使用しない。

規格・能力が定められている機械の規格・能力を記載すること。特に特殊工事の機械に対して条件(〇〇以上等)が定められている場合は、その能力等を記載すること。

**注意事項**

- リース契約により使用する機械の場合は、「備考」の欄に「リース」と記載するとともにリース期間を記載すること。なお、資格期間中にリース契約が終了する場合は、リース契約の更新若しくは新規リース締結について確約する旨の書類を添付すること。
- 記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写しを添付すること。
- 変更等の場合、「備考」の欄に「内容変更」、「削除」又は「追加」と記載すること。
- 申請日時点で自ら保有し、又はリース契約により使用している機械等について記載すること。
- モルタル吹付機については、登録番号欄に刻印番号を記載し、申請日前1年以内実施したボイラー及び圧力容器安全規則(労働省令)第88条に基づく定期自主検査記録の写しを添付すること。

### 3 建設工事入札参加資格における変更届等について(県外業者用)

#### ○変更等の届出

建設工事入札参加資格を取得されている方は、以下に掲げる事項に該当するに至った場合には、変更届出書及び添付書類を提出しなければなりません。

変更届の提出部数は2部です。(変更届は審査終了後その場で1部お返しします。)

#### 【提出書類】

変更等の事項	変更届様式番号						
	様式 第14号	様式 第15号	様式 第7号	様式 第9号	様式 第10号	様式 第11号	様式 第12号
1 商号又は名称を変更したとき	○						
2 既存の県内営業所の名称、所在地を変更したとき	○						
3 代表者を変更したとき	○						
4 入札参加資格を取り下げるとき	○						
5 技術者を追加登録するとき		○					
6 技術者の有資格に変更(資格の追加も含む)があったとき		○					
7 技術者を削除するとき		○					
8 特殊工事に職員を追加登録するとき			○	○	○		
9 特殊工事の登録職員を変更(職名、資格など)するとき			○	○			
10 特殊工事の登録職員を削除するとき			○	○			
11 特殊工事に機械を追加登録するとき			○			○	○
12 特殊工事の登録機械を変更するとき			○			○	
13 特殊工事の登録機械を削除するとき			○			○	

#### 【変更届の添付書類等】

項	変更事項	添付書類等
1	商号又は名称	・登記簿謄本又は履歴事項証明書
2	所在地	・登記簿謄本又は履歴事項証明書
3	代表者	・登記簿謄本又は履歴事項証明書

項	変更事項	添付書類等
5	登録技術者(変更・追加)	・資格証明書(合格証明書、卒業証明書など)又は実務経験証明書
～		・健康保険の写し又は雇用保険被保険者証(常勤性確認)[追加のみ]
10	登録技術者(削除)	(不要)

\* 特殊工事の登録職員についても同様の書類とする。

項	変更事項	添付書類等
11	登録機械(変更・追加)	・機械証明書((売買契約書、固定資産台帳など)
～		又はリース契約書(入札参加資格期間以上の契約のもの))
13	登録機械(削除)	(不要)

#### 【商号又は名称等(変更等の事項1～3)の変更届けについて】

・商号又は名称等(変更等の事項1～3)の変更の届出をする場合は、建設業許可の該当変更届(建設業許可様式22-2(必要な添付書類も含む))も同時に提出してください。

#### 【技術者の変更届けについて】

・技術者の変更(削除・資格)は、変更が生じた時点で随時提出してください。追加については、採用後3ヶ月後に提出してください。  
・技術者の資格、実務経験の確認を「監理技術者資格者証」によってもできるようになりました。

#### 【特殊工事の登録における変更届けについて】

・特殊工事に係る職員および機械の変更(追加・削除など)は、変更が生じた時点で随時提出してください。  
・受注時に提出していただく「施工体制通知書」には、登録職員および機械を記載していただくことになります。  
・機械の故障による一時的な使用中止の場合も届出が必要です。

別表A(特殊工事対象工種一覧)

工種					
PC	港湾	交通安全施設	法面植生工	法面保護工	アンカー工
屋根	鋼橋	アスファルト	板金	塗装一般	区画線工
防水	畳工	造園			

#### 【提出先】

鳥取県県土整備部県土総務課建設業・入札制度室  
〒680-8570 鳥取市東町1-220(鳥取県庁本庁舎5階)



様式第14号

令和6年度 鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（一般（技術職員以外））

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出日を必ず記入して下さい

令和 年 月 日

所在地	鳥取市〇〇町△△・・・		
商号又は名称	倉米建設株式会社		
代表者職氏名	境 港市郎		
建設業許可	(夫臣・知事)	第	9999 号
担当者職氏名	日野 三郎		
担当者連絡先(電話番号)	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		

下記のとおり変更があったので、届出をします。  
また、この変更届及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。  
なお、現在契約中の建設工事は、別記のとおりです。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の変更 住所変更	サカイ コウイチロウ 境 港市郎  鳥取市〇〇町△△・・・ TEL0857-00-0011	コオゲ ジロウ 郡家 次郎  鳥取市××町〇△・・・ TEL0857-77-1100	令和〇年〇月〇日

役員の更替は、様式第1号審査申請書記載の代表者のみで結構です

2 別記

工事名	場所等	契約期間	請負金額	既受領額	所管課
一般県道〇〇 △△改良工事	〇〇市 ◇◇町	R4. 4. 12～ R4. 12. 25	55,000,000	22,000,000	鳥取県土整備事務所

注意事項

- 1 県内業者は、所在地を所管する県土整備事務所建設総務課又は総合事務所県土整備局建設総務課へ提出すること。（提出部数：2
- 2 県外業者は、県土整備部県土総務課へ提出すること。（提出部数は、持参の場合は2部とし、郵便等の場合は1部とする。）
- 3 変更事項に係る変更内容を証する書面（原本又はその写し）を添付すること。
- 4 建設業許可に係る変更がある場合は、建設業法施行規則別記様式第22号の2の写しを添付すること。

